

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規則第7号

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学非常勤職員修業規則(16 経教規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「適用する。」を「適用し、その職名は、別表のとおりとする。」に改め、同項第1号中「日々雇い入れられる者」を「雇い入れられる者」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(個人情報の取扱い)

第24条の2 非常勤職員は、法令及び本学が別に定めるところにより、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第33条第7号の次に次の2号を加える。

八 非常勤職員(採用されて1年以上であり、介護休暇取得開始予定日から93日を経過する日を超えて、引き続き1年以上雇用されることが見込まれる者)が対象家族を介護することを申し出た場合 通算して延べ93日までの申し出た期間

九 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日の範囲内の期間

第33条の次に次の1条を加える。

(育児休業等)

第33条の2 非常勤職員の育児休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業等規程に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

非常勤講師
非常勤研究員
科研費等研究支援研究員
科研費等研究支援アシスタント
科研費等研究支援技術員
COE研究員
COEアシスタント
COE技術員
産学官連携研究員
研究支援推進員
寄附講座教員
特別研究員
特任教員
ティーチング・アシスタント
リサーチ・アシスタント
事務補佐員
専門職員
技術補佐員
技能補佐員
臨時用務員

附 則（ 17 経教 規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。